

電子マネーの第三者による 無権限利用における保有者の保護

——フランス通貨金融法典を参考に——

深 川 裕 佳

目次

- I. はじめに
- II. 前払式支払手段の無権限利用に関するわが国の議論状況
 1. 金融審議会における議論
 2. 自主規制団体等の作成によるガイドライン
 3. 前払式支払手段発行者による無権限利用の補償等の対応方針（補償方針）
- III. フランスにおける電子マネーの無権限利用に対する保有者の保護
 1. 定義及び法的性質
 2. 通貨金融法典（CMF）における電子マネーに適用される規定
 3. 発行者と保有者の義務
 4. 無権限利用における発行者と保有者の損失分配
 5. 少額電子マネーの特則
- IV. 検討——フランスの立法から得られる示唆
 1. 日本法における電子マネーとフランスにおける電子マネーの比較
 2. 横断的な規制の必要性
 3. 無権限利用における発行者と保有者の損失分担
 4. 少額電子マネーの特則
- V. おわりに

I. はじめに

本稿は、電子マネー⁽¹⁾をその保有者以外の第三者（無権限者）が不正に使用した場合（以下「無権限利用」という。）に、その保有者がどのような保護を受けることができるかという問題を検討する。

近年、電子マネーの形態は多様化しており、これを利用金額等の記載・記録される場所によって分類すれば、①商品券のように、金額が券面に記載されるもの（紙型）、②テレホンカードのように、金額がカードの磁気ストライプに記録されるもの（磁気型）、③交通系 IC カードのように、金額がカードや携帯電話等に内蔵の IC チップに記録されるもの（IC 型）、及び④インターネット上で利用できる電子マネーや QR コード決済、スマートフォンのアプリを利用するモバイル決済のように、金額が発行者のサーバ上で記録されるもの（サーバ型）に分けられる⁽²⁾。このうち、支払手段の電子化という側面から、電子マネーとして扱うことができるのは、①を除くものと考えられ⁽³⁾、本稿は、これらを検討の対象にする。

いずれの形態であっても、前払式支払手段は、「記載・記録された金額に應ずる対価を得て発行される」（資金決済法3条1項）ものであるから、たとえ無権限利用があったとしても、電子マネーの保有者は、その対価（前払額）以上の損失を被ることがないようにもみえ、かつ一般に前払式支払手段は比較的少額であるから、同様にキャッシュレス支払手段であるクレジットカードと比べて利用者が安心感を抱きやすい。このことは紙型の前払式支払手段のように使い切りのものにはあてはまる。

しかし、電子マネーについては、その形態が多様化していることによって危険性が増している。たとえば、電子マネーを銀行口座やクレジットカード等と連携する（紐づける）ことによって、一定の条件を満たした場合には、電子マネーの購入（以下「チャージ」という。）が自動で行われる（以下「オート・チャージ」という。）ものについては、無権限

利用の被害は小さいとは言えない。実際に、東京高判平成29・1・18判時2356号121頁は、プリペイド型電子マネーを登録したスマートフォンによる当該電子マネーの無権限利用によって、291万円余りの損失を被った保有者が当該電子マネー発行者に対して損害賠償を求めた事案について、当該発行者には注意義務⁽⁴⁾に違反した不法行為責任があるとした。この事案において、損害が大きくなったのは、前払いである電子マネーのオート・チャージを通じて、後払いであるクレジットカードが無権限利用されたためである⁽⁵⁾。また、不正に入手した預金者の口座情報等をもとに、第三者が、その預金者の名義で電子マネー・アカウント（口座）を開設して、当該アカウントと銀行口座を連携してチャージすることで、銀行口座からの不正な出金が行われた事件⁽⁶⁾も耳目を集めた。さらに、クレジットカードの国際ブランドの提供するプリペイドカードのように、数十万円以上の高額なチャージをすることもできるようなものもある。このように、電子マネーは、前払式支払手段の中でも、無権限利用による損害が大きくなる可能性があるものと考えられ、保有者（本稿では、消費者を想定する⁽⁷⁾。）の適切な保護を検討することが必要になっているものと考えられる。

そこで、本稿では、以下において、まず、議論の前提として、わが国における電子マネーの無権限利用に関する議論状況を確認したうえで（後述Ⅱ）、フランスにおける立法を参考にして（後述Ⅲ）、無権限利用があった場合における発行者と保有者の間の損失分配に関する望ましいルールの有在り方について考察する（後述Ⅳ）。

Ⅱ. 前払式支払手段の無権限利用に関するわが国の議論状況

1. 金融審議会における議論

近年、金融審議会「金融制度スタディ・グループ」によって、発行者以外の者に対する弁済に利用できる「『第三者型』かつ、『IC型』や『サーバ型』の前払式支払手段については、送金サービスに類似した性質を有している／有しつつある」⁽⁸⁾ことが指摘され、「送金サービス」

については、「①利用者トラブルがどの程度発生しているのか、②利用者トラブルが発生した場合に事業者において利用者保護のための自主的な対応がなされているのか、などの実態も踏まえた上で、いわゆる無権限取引が行われた場合の責任分担等に関するルールについて検討することが適当である」⁽⁹⁾とされている。

これに対して公表された日弁連の意見書は、「資金移動、収納代行、前払式支払手段及びデビットカード等について、第三者による無権限取引が行われた場合の責任分担に関し、利用者が責任を負わないことを原則としつつ、過失のある利用者の責任を一定額に限定するルールを横断的に設けるべきである。なお、利用者の過失の立証責任は事業者に課すべき」であるとしている⁽¹⁰⁾。

その後、金融審議会「決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ報告書」(2019年12月20日)(以下「金融審議会2019報告書」という。)は、「不正利用の態様や各事業者のビジネスモデルが多様な中で、統一的なルールの整備を直ちに実現するには課題があることや、利用者保護の観点から望ましい補償ルールの整備も進みつつある現状を踏まえれば、当面は、事業者による自主的な対応を促していくことが適当と考えられる」とし、「そのための制度上の対応として、利用者に対する情報提供事項に『無権限取引が行われた場合の対応方針』を追加することが考えられる」とする⁽¹¹⁾。ただし、同報告書には、「事業者・利用者双方が無権限取引を防止するインセンティブを持つこととなるような、統一的なルールの整備をしていくことも考えられるとの意見」があったとされている⁽¹²⁾。

この報告書を受けて、前払式支払手段に関する内閣府令23条の2第3項は、前払式支払手段発行者に対して、「前払式支払手段の発行の業務に関し利用者の意思に反して権限を有しない者の指図が行われたことにより発生した利用者の損失の補償その他の対応に関する方針」(以下「補償方針」という。)に関する情報を利用者に提供する義務を課した。これに基づいて、金融庁事務ガイドライン「第三分冊：金融会社関

係・5前払式支払手段発行者関係」Ⅱ-2-9-1②には、前払式支払手段発行者の監督上の評価項目として、「補償方針の項目」について、「イ. 前払式支払手段の発行の業務の内容に応じて、損失が発生するおそれのある具体的な場面毎の被害者に対する損失の補償の有無、内容及び補償に要件がある場合にはその内容」、「ロ. 補償手続の内容」、「ハ. 連携サービスを提供する場合にあっては前払式支払手段発行者と連携先の補償の分担に関する事項（被害者に対する補償の実施者を含む。）」、「ニ. 補償に関する相談窓口及びその連絡先」、「ホ. 不正取引の公表基準」が挙げられている。

2. 自主規制団体等の作成によるガイドライン

このようにして、「統一的なルールの整備」は見送られ、前払式支払手段の無権限利用が行われた場合には、事業者による自主的な対応にゆだねられることになった。そこで、以下においては、自主規制団体等の作成によるガイドラインを確認することにする。

まず、前払式支払手段の無権限利用に関するガイドラインとしては、経済産業省「キャッシュレス・ビジョン」の提言を踏まえて設立された一般社団法人・キャッシュレス推進協議会が策定した「コード決済における不正な銀行口座紐づけの防止対策に関するガイドライン」及び「コード決済における不正流出したクレジットカード番号等の不正利用防止対策に関するガイドライン」がある。これらは、事業者向けに、コード決済における銀行口座紐づけに関する不正利用対策およびクレジットカード番号等の不正利用対策を検討するものであるが、無権限利用における保有者の保護については検討されていない。

つぎに、認定資金決済事業者協会（資金決済法87条）である⁽¹³⁾一般社団法人・日本資金決済業協会によって公表された①「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン（前払式支払手段）」（2021年1月28日制定）（以下「①ガイドライン」という。）及び②「前払式支払手段の不正利用防止に関するガイドライン」（2021年6月25日制定）（以下「②ガイドライン」という。）は、以下のように、補償について定めている。

前者①ガイドラインは、前払式支払手段について、銀行口座と連携する場合には、第三者が不正に入手した口座情報等によって、口座振替サービスの方法を利用して金融機関の口座からチャージするような例を想定して（銀行口座なりすまし型）、前払式支払手段発行者が不正防止のために講じるべき措置を示すものである。そこでは、被害者からの補償の求めに対して、前払式支払手段発行者には、提携銀行と連携して、無権限利用された前払式支払手段に応じて策定された補償方針に従って速やかに補償を実施すること、提携銀行との間で、預金者保護を最優先とした補償方針を合意しておくこと（その例として、①被害者の申請窓口、②補償基準・手続、③補償方法（補償の実施者を含む）、④補償範囲、⑤求償関係（損害の分担）が挙げられる。）、銀行・前払式支払手段発行者のどちらに先に申告したかによって差異が生じるのを避けて、全国銀行協会の策定した申し合わせ「預金等の不正な払戻しへの対応について」⁽¹⁴⁾等も参照にしつつ、迅速に対応することが求められている⁽¹⁵⁾。

また、後者②ガイドラインは、前払式支払手段について、第三者が不正に入手したIDやパスワード情報等によって、当該前払式支払手段の無権限利用が生じた場合（決済アカウント乗っ取り型）の補償方針及び被害発生時の相談態勢や対応に関する指針等を示すものである。そこでは、「サービスのリスクに応じて講じるべき措置を検討し、実施」することが求められており、たとえば、補償方針については、被害者が真の所有者であることを合理的に判断することができる前払式支払手段（①発行者が所有者の住所、氏名その他の本人を特定する情報をあらかじめ取得しており、これと補償の求めを行う被害者の情報を照合する方法により、真の所有者と被害者の特定が可能である、又は、②その他の方法により、当該補償の求めを行う被害者が前払式支払手段の真の所有者であることを前払式支払手段発行者が合理的に判断することができるもの）については、被害者からの求めに応じて補償方針に従って、速やかに被害金額の補償を実施する必要があることが指摘されており（もっとも被害者に過失がある場合等には個別の対応を妨げるものではないとも述べられている。）、また前掲・

金融庁事務ガイドラインの項目に沿って補償方針に盛り込むべき事項が指摘されている⁽¹⁶⁾。これらの情報は、無権限利用などの不正取引が発生した場合に損失を被るおそれのある前払式支払手段の利用者以外の者も容易に知りうる状態に置かれることが求められており、たとえば発行者のウェブサイトに掲載することが考えられている⁽¹⁷⁾。また、発行者は、無権限利用に関する問い合わせに対応する窓口を設置してリスクの早期検知、対応等の改善を行う必要があることや、決済アカウント乗っ取り型の無権限利用が発生した場合に備えた態勢の整備をすること等が求められている⁽¹⁸⁾。

3. 前払式支払手段発行者による無権限利用の補償等の対応方針（補償方針）

本稿執筆時（2022年7月12日）に、日本資金決済業協会のホームページ上で「無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針」（補償方針）を公表している前払式支払手段発行者は、103社である⁽¹⁹⁾。この中には、一つの発行者が複数の異なる電子マネーを発行していたり、電子マネーだけでなくその他の支払手段（クレジットカードなど）を発行していたり、電子マネーと類似の名称でいわゆるポイントサービスを提供していたり、資金移動サービスを提供していたりと、その実態は複雑である。

電子マネーについて、上記ホームページ上に公表された補償方針の内容によって分類すれば、①発行者が（一切／原則として）責任を負わないとするもの、②停止等の手続きまでになされた使用から生じた損害については責任を負わないとするもの、③一定の要件のもとに補償するものがある。

上記ホームページに公表されているものの多くは、①電子マネーの盗難、紛失、改ざん等によって利用者に生じた損失について、発行者は、その責任を負わない旨を定めている。ここには、商品券や鉄道などの乗車カードなどが含まれており、額面は3万円から5万円までのものが大半を占めている（中には、10万円や50万円のものもある）。また、これらの中には、使い切りのものもあるが、チャージできるものもある

る。そして、いずれも保有者を特定できる情報の登録のないもの（以下「無記名式」という。）である。

つぎに、上記ホームページに公表されている補償方針には、②利用停止の手続きを定めて、停止等の手続きまでになされた使用については発行者が責任を負わないとするものもあり、額面は、3万円から5万円までのものが大半である。これらは、いずれも保有者を特定できる情報の登録のあるもの（以下「記名式」という。）である。この中には、銀行口座やクレジットカード等を結び付けてチャージまたはオート・チャージの設定をすることができるものもある。前述Ⅱ.2の日本資金決済業協会によって示されている②ガイドラインでは、「補償の求めを行う被害者が前払式支払手段の真の保有者であることを前払式支払手段発行者が合理的に判断することができる前払式支払手段」については、原則として、補償を実施する必要があるとされているものの、ここに分類される電子マネーは、記名式であっても、停止手続きの完了までになされた無権限利用についての補償を予定するものはなく、この際に保有者が負担する金額の上限も設定されていないようである。また、連携サービスを利用する場合について、その不正利用の責任を前払式支払手段発行者が負わない旨を定めるものもある。なお、前掲・東京高判平成29・1・18によって、発行者は、電子マネーの登録された携帯電話の紛失等が生じた場合に、保有者がとるべき措置について適切に約款等で規定し、これを周知する注意義務があると判示されていた⁽²⁰⁾ところ、日本資金決済業協会のホームページ上において補償方針を公表している発行者は、スマートフォン等を利用する場合も含めて、その停止手続きについてインターネット上においてこのような周知をしているようである。

さらに、少数であるが、上記ホームページに公表されている補償方針には、③約款に定められた一定の要件を満たした場合の補償を定めるものがある。ここには、補償基準を明示していないものもあるが、クレジットカードのブランドが付いたプリペイドカードは、クレジッ

トカード規約に類似して、盗難等の届出日から遡って60日以内の損害の補償を定めている。

ここまでに紹介したように、補償方針の内容は、前払式支払手段によってさまざまである。その傾向としては、無記名式電子マネーには、①発行者が責任を負わないとするものが多く、これに対して、記名式電子マネーには、保有者の届け出に基づいて発行者が②利用停止（・再発行）することを予定するものや、③約款に基づく補償を行うとすることがある。しかし、実際には、各発行者の定める電子マネー利用規約等に服することになるので、発行者の対応がさまざまであることは、保有者にとってはわかりにくく、支払手段としての透明性を欠いている。前述Ⅱ.1のとおり、金融審議会2019報告書においては、「利用者保護の観点から望ましい補償ルールの整備も進みつつある現状」では、利用者に対する情報提供事項に「無権限取引が行われた場合の対応方針」（補償方針）を付け加えることによって、「当面は、事業者による自主的な対応を促していくことが適当と考えられる」とされている。確かに、発行者により公表されている補償方針によって、保有者は、無権限利用がなされた場合の発行者の対応を知ることができる。しかし、前述の通り、電子マネーの形態が複雑な現状においては、利用者保護の観点から、補償の有無及び範囲を含めて、無権限利用におけるルールの統一によって、保有者保護の最低限のラインを定めておくことが必要になっているように思われる⁽²¹⁾。

Ⅲ. フランスにおける電子マネーの無権限利用に対する保有者の保護

1. 定義及び法的性質

ここまでに紹介したわが国における状況とは異なって、フランスにおいては、法律（通貨金融法典⁽²²⁾。以下「CMF」という。）によって、無権限利用における損失を保有者が負担すべきか、発行者が負担すべきか、また、いかなる範囲でこれを負担すべきかということが定められ

ている。このような立法的な解決策は、電子マネーの利用における透明性の確保という観点から優れており、わが国にとっても参考になるものと考えられる。そこで、以下においては、CMFにおける電子マネーの無権限利用に関する規定について検討することにする。

電子マネーの法的性質をめぐって、学説は、金銭 (monnaie) であるとする立場⁽²³⁾とこれを否定する立場⁽²⁴⁾とが対立している状況にあるものの、CMFは、電子マネーについて、次のように定義する⁽²⁵⁾。

CMF L. 315-1条 I 電子マネーは、発行者に対する債権を表象する、電磁を含む電子形式で保存される価値であり、L. 133-3条に定義される決済取引 (opérations de paiement) の目的のための資金の預入れに対して発行され、その電子マネー発行者以外の自然人または法人によって受領されるものである。

II 電子マネーの単位は、「価値単位 (unités de valeur)」と称され、それぞれが1つの証券 (titre) に組み込まれた1つの債権を構成する。

同条1項の定義は、欧州電子マネー第1指令 (Directive 2000/46/CE、DME1) 1条3項b) および同第2指令 (Directive 2009/110/CE、DME2) 2条2号を国内法化したものである⁽²⁶⁾。この定義によると、電子マネーには、ICカード型 (電子財布) だけでなく、サーバ型も含まれる⁽²⁷⁾。

なお、マネーロンダリング対策として、CMFの2016年改正 (Loi n° 2016-731) によって、カード型には上限額が定められている (CMF L. 315-9条)⁽²⁸⁾。

2. 通貨金融法典 (CMF) における電子マネーに適用される規定

フランスにおける電子マネーの発行者は、「信用機関」 (CMF L. 511-1条1項) 及び「電子マネー機関」 (CMF L. 526-1条) であり (CMF L. 525-1条及びL. 525-3条)、後者・電子マネー機関が電子マネーの発行・管理を行うには、フランス銀行の意見を聞いたうえで、健全性監督破綻処理機構 (Autorité de Contrôle Prudentiel et de Résolution、ACPR) による認可 (agrément) を受ける必要がある (CMF L. 526-7条)⁽²⁹⁾。

電子マネーに適用される規定として、CMFには、発行、流通および払戻しについて電子マネーにのみ適用される①個別規定と、小切手、為替手形及び約束手形以外の「その他の支払手段」に適用される②一般規定とがある。①個別規定の中にある払戻し（CMF L. 133-29条から L. 133-38条）は、保有者の請求に応じて発行者が行わなければならない義務であり、消費者保護の観点から、強行法規である⁽³⁰⁾。また、②一般規定（CMF 第1編第3部第3章）は、「決済サービス提供者」の行う「決済サービス」に適用される（CMF L. 133-1条1項）。決済サービス提供者には、電子マネー機関及び信用機関が含まれており（CMF L. 521-1条1項）、また、決済サービスに含まれるのは、口座引落とし、カードによる決済取引（クレジットカードやデビットカード）、口座振込みの実行などである（CMF L. 314-1条2項）。信用機関および電子マネー機関による電子マネーの単位（前掲CMF L. 315-1条2項）の保有者（弁済者）から受取人（債権者）への移転は、資金移動（*transfert de fonds*）に類似しており、それゆえに、保有者の電子マネー口座（電子マネーカードまたは電子財布）上の貸方・借方記帳は、この一般規定に服する⁽³¹⁾。この一般規定中に、無権限利用（*utilisation non autorisée*）に関連する規定がある。無権限利用の定義規定はないものの、CMFによると、決済取引の実行に対して、保有者と発行者の間で合意された方式に従って、保有者の「同意（*consentement*）」が与えられた場合に、当該決済取引は「承認された（*autorisée*）」ものとなり（同法 L. 133-6条1項1段落）⁽³²⁾、このような保有者の同意を欠くものが無権限利用にあたる（同法 L. 133-7条3段落）。以下では、同規定における「決済サービス提供者」を電子マネーの発行者、「決済サービス利用者」をその保有者として紹介していくことにする。

3. 発行者と保有者の義務

CMFは、電子マネー発行者・保有者間のそれぞれの義務を以下のよう

に定めている⁽³³⁾。

A 発行者の義務

発行者は、認証のための個別セキュリティ (sécurité personnalisée) のデータ⁽³⁴⁾を保有者以外の他の者にアクセスできるようにしてはならない (CMF L. 133-15条1項1段落)。電子マネー及びこの個別セキュリティのデータの送付に係るリスクは、発行者が引き受ける (同条4項)。

また、後述のとおり、保有者が紛失等による無権限利用があったことを知った場合には、発行者にこのことを遅滞なく通知 (以下「無権限利用の通知」という。) しなければならないが (CMF L. 133-17条1項)、発行者は、保有者が無権限利用の通知をいつでもすることのできる適切な手段を無償で設定しておかなければならない (CMF L. 133-15条2項1段落)。そして、発行者は、電子マネー及びそれに結びつけられたデータについて、紛失、盗難、不正流用、その他の無権限利用があったことを知らされた後には、電子マネーのあらゆる利用を停止しなければならない (同条3項)。なお、無権限利用の通知を受けてから18か月間は、発行者は、この通知義務を履行したことを保有者が証明する手段を提供しなければならない (CMF L. 133-15条2項2段落及びD. 133-3条)。

B 保有者の義務

保有者は、電子マネーを受領した時から、当該電子マネーの発行及び使用に係る条件に従って、個別セキュリティのデータの安全を確保しなければならない (CMF L. 133-16条1段落)。

また、電子マネーまたはこれに結び付けられたデータについて、紛失、盗難、不正流用、その他の無権限利用を保有者が知った場合には、利用停止のために、発行者またはこれによって示された者に遅滞なく通知 (無権限利用の通知) をする必要がある (CMF L. 133-17条1項)。

4. 無権限利用における発行者と保有者の損失分配

ここまでに紹介した当事者間の義務に対応して、以下のような損失の分配が定められている。

A 払戻しの原則 (発行者負担の原則)

発行者は、保有者からの無権限利用の通知を受けた場合には、その

取引を知った後または通知を受けた後直ちに（遅くとも翌営業日の終わりまでには）、無権限利用による取引にかかる金額をその保有者に対して払い戻し（rembourser）、必要などときには、取引が行われなかった状態にその借方記帳（出金）を回復させる（rétablir）必要がある（CMF L. 133-18条1段落）。また、当事者は、追加的な補償を約定することもできる（同条4段落）。

発行者の責任を追及するには、保有者は、無権限利用の通知のために発行者が適切な情報提供手段を提供していない場合を除いて、借方記帳日から13カ月以内に、遅滞なく、無権限利用にかかる取引を通知する必要がある（CMF L. 133-24条1段落）。

B 個別セキュリティのデータを利用する場合の特則

電子マネーが認証のために個別セキュリティのデータを利用する場合（典型的にはカード決済であるが、スマートフォンを利用したモバイル決済や、オンライン決済も含まれる⁽³⁵⁾。）には、以下のような特別の規定によって、発行者と保有者との間の損失分配が定められている。

電子マネーの喪失または盗難による無権限利用が生じた場合に、保有者には無権限利用の通知義務があるところ、(1)無権限利用の通知までは（保有者からの異議があるまでは発行者は当該利用が利用者の同意があるものとして処理することができるものの）、保有者が消費者であれば、50ユーロの上限の範囲内でのみ当該電子マネーの無権限利用に関連する損失を負担すれば足り（CMF L. 133-19条1項1段落）、(2)無権限利用の通知をした後は、保有者は、その詐欺的不法行為を除いて、いかなる責任も負担しない（CMF L. 133-20条）。(1)の負担上限額について、かつては、銀行カードの場合について、400ユーロを上限としていた（CMF L. 旧132-3条）が、第1次決済サービス指令（Directive 2007/64/EC）の国内法化によって、上限が150ユーロと改められ、その後、第2次決済サービス指令（Directive (EU) 2015/2366。以下「DSP2」という。）の国内法化によって、現在のとおり、50ユーロとされた。このように、保有者による損失の負担の上限は、引き下げられる傾向にあるものといえる。

DSP2は、無権限利用の通知を遅滞なく行うことについてのインセンティブを保有者に与え、無権限利用によるリスクを軽減するためには、保有者の詐欺的不法行為や重過失の場合を除いて、50ユーロという限定された金額が、EU域内における決済サービス利用者の高い水準での保護を確保するという観点からは適切であると考えているからである⁽³⁶⁾。

もっとも、次の場合には、保有者は、このような限定された負担さえも負わない。すなわち、(1)(i)個別セキュリティを利用せずになされた無権限利用の場合、(ii)その利用の前に喪失または盗難が保有者によって探知できない場合、(iii)発行者の従業員、代理人、支店、委託された事業者の作為または不作為による喪失の場合である (CMF L. 133-19条1項2段落)。また、(2)(i)保有者の知らないうちに、電子マネーまたはそれに関連するデータが不正流用されてなされた無権限利用については、保有者は責任を負わない (同条2項1段落)⁽³⁷⁾。(ii)電子マネーが偽造されてなされた無権限利用については、その無権限利用の時点において、利用者が電子マネーを所持していた (possession) 場合には、責任を負わない (同項2段落)。(3)発行者が無権限利用の通知のための適切な手段を用意していない場合には、利用者側の詐欺的不法行為を除いて、保有者は、いかなる金銭的な結果も負担しない (同条3項)。

ここまで述べてきた保有者の責任の制限に対して、無権限利用による取引から生じた損失が保有者側の詐欺的不法行為に起因する場合、または個別セキュリティのデータの安全を維持する義務及び無権限利用の通知義務 (前述Ⅲ. 3. B) を故意若しくは重大な過失によって履行しなかったことに起因する場合には、保有者がすべての損失を負担することになる (CMF L. 133-19条4項)。もっとも、「強力な認証」⁽³⁸⁾の実施が必要とされているにもかかわらず、発行者 (または加盟店)⁽³⁹⁾がこれを受け入れずに無権限利用が実行された場合には、保有者は、保有者側の詐欺的不法行為を除いて、いかなる金銭的な結果も負担しない (同条5項)。

C 証明責任

発行者は、保有者からの異議を受けた取引が承認されたもの（前述Ⅲ. 2）であること、および、正しく記録されたこと、技術的な欠陥その他によって影響を受けていないことを証明する責任を負う（CMF L. 133-23条1段落）。

5. 少額電子マネーの特則

DSP2は、低価格の物品及び役務に関する少額支払手段が、簡易で安価な方法であるべきであって、過大な要件を課すべきではないとの立場から、これに関する情報提供義務及びその実行に関する規定は、少額決済に特化した手段について期待しうる技術能力も考慮して、必要不可欠な情報に限定されなければならない、このように緩和された制度であっても、特に前払式支払手段については、限られたリスクしか負わないことを考慮すると、利用者は適切な保護を受けられると考えている⁽⁴⁰⁾。そこで、DSP2第63条は、少額支払手段及び電子マネーのための特例を定めている。

DSP2第63条に沿って、CMFも少額決済用支払手段に関する特則を定めている（CMF L. 133-28条、D. 133-7条）。これによると、当該電子マネーにかかる枠契約（le contrat-cadre）において、その電子マネーが30ユーロを超えない決済取引にもっぱら用いられることが定められているものであるか、150ユーロの支払上限額が定められているものであるか、または、150ユーロを超えて保存することができないことが定められているものが少額電子マネーにあたる。

少額電子マネーについては、上記特則によって、無権限決済に関連して、発行者は、保有者との間で以下のことを定めることができる。

まず、電子マネーが停止できないものである場合には、保有者からの無権限利用の通知を受けるための手段を設置する発行者の義務（CMF L. 133-15条2項及び同条3項）、保有者による無権限利用の通知義務（CMF L. 133-17条）に関する規定が適用されないことを合意することができ、それゆえに、個別セキュリティのデータを利用する場合でも、

無権限利用の通知を前提とする規定（CMF L. 133-19条3項〔通知のための手段を設置することを発行者が怠った場合の保有者の免責〕、CMF L. 133-20条〔通知後の保有者の免責〕）が適用されないことを合意することができる。

つぎに、電子マネーが無記名（anonyme）式である場合や電子マネーに内在された理由によって支払取引が承認されたものであることを証明する手段がない場合には、無権限利用の通知を受けた発行者による払戻義務（CMF L. 133-18条）に関する規定が適用されないことを合意することができ、個別セキュリティのデータを利用するときでも、紛失・盗難・不正利用における保有者の責任制限、免責及び保有者に詐欺的不法行為及び故意・重過失があるときの保有者による全額負担義務（CMF L. 133-19条1項、2項、4項）、並びに無権限利用の通知後における保有者の免責（CMF L. 133-20条）、保有者の承認のある取引であることについての発行者の証明責任（CMF L. 133-23条及び133-23-1条）に関する規定が適用されないことを合意することができる。

IV. 検討——フランスの立法から得られる示唆

1. 日本法における電子マネーとフランスにおける電子マネーの比較

ここまでにおいて紹介したフランスにおける電子マネーの無権限利用に関する規定について、以下では、わが国の状況と比較しながら検討していくことにする。

フランスでは、電子マネーが「価値」（前述Ⅲ. 1）とされているのに対して、わが国では、電子マネーは、「証票等又は番号、記号その他の符号」（資金決済法3条1項）とされている。また、フランスでは、CMF L. 315-1条によって、電子マネーは、発行者以外によって受領されることを予定しているので、わが国の自家型前払式支払手段（資金決済法3条4号）にあたる電子マネーではなく、第三者型前払式支払手段（同条5号）にあたる電子マネーのみがCMFにいう電子マネーにあたる。さらに、フランスでは、電子マネーの払戻義務が強行法規になっている

(前述Ⅲ. 2) のに対して、わが国では、払戻しが原則として禁止されている(資金決済法20条)。

しかしながら、いずれの電子マネーも、対価を得て発行されるものであり(前払い)、物品・役務の代価の支払いの目的にあてられるものである。そこで、前述のような相違はあるものの、前払式支払手段として利用される点に鑑みれば、無権限利用に対する保有者(消費者)の保護を考えるにあたって、本稿において紹介したフランスにおける立法は、わが国においても参考にすることができるものと思われる。

2. 横断的な規制の必要性

フランスにおける無権限利用に関する規定は、電子マネーによる支払いだけでなく、口座振込みやクレジットカードによる支払い等についても適用される横断的なものになっている(前述Ⅲ. 2)。

わが国では多数の電子マネー発行者が存在しており、それだけでなく、1つの発行者が電子マネーの発行と同時に、クレジットカード(包括信用購入あっせん)や資金移動(為替取引)などの複数のサービスを提供していたり、1つの電子マネーについて現金・銀行口座を利用した前払いによるチャージだけでなく、クレジットカードを利用した後払いによるチャージができるものもあつたりするという複雑な状況にある(前述Ⅱ. 3)。そこで、保有者が自己の有する支払手段がいかなる法律に服するのか、約款にいかなる内容が定められているのかということ認識することは容易でない。

このような状況においては、フランスにおけるような横断的な規制によって、保有者は、その利用する支払手段の無権限利用におけるリスクを予測することが可能になる。

3. 無権限利用における発行者と保有者の損失分担

フランスでは、原則的に、無権限利用がなされた場合には、保有者からの無権限利用の通知を条件として、発行者は、保有者に対して、払い戻し又は貸方記帳を回復させる必要がある(追加的補償を合意することもできる。前述Ⅲ. 4. A)。しかも、無権限利用でないことについては、

発行者が証明責任を負うこととされており（前述Ⅲ. 4. C）、消費者保護が貫徹されている。電子マネーの無権限利用を妨げるシステムの構築は、発行者にゆだねられていることを考慮すると、フランスにおけるこのような考え方は、無権限利用による損失負担に関する基本的なルールになるものと思われる⁽⁴¹⁾。

認証の際に個別セキュリティのデータを利用する電子マネーについて、フランスでは、この基本的なルールを修正し、発行者と保有者のそれぞれの過失に応じた損失分担を定めている（前述Ⅲ. 4. B）。発行者負担の原則とは異なって、保有者にも負担を負わせる場合があるのは、個別セキュリティのデータを利用するシステムを採用することによって、発行者は、無権限利用を防止する義務を一定程度果たしていると考えられるからであろう（もっとも、保有者の詐欺的不法行為、故意・重過失のある場合を除いて、その負担の上限額は50ユーロである）。とはいえ、インターネット上の取引においては、強力な認証が要求されており、発行者には、より高いセキュリティを備えることが要求されている。そこで、これを要求しないままに無権限利用された場合には、保有者は、その詐欺的不法行為を除いて、いかなる金銭的な結果も負担しないこととされている。わが国では、サーバ型の電子マネーがこれらの場合に当たる可能性があるだろう。

4. 少額電子マネーの特則

もっとも、少額電子マネーについては、そのリスクに応じて発行者に過度な負担にならないように配慮する必要がある。フランスでは、電子マネーを停止することができるか、無記名式であるかによってさらに取扱いが分かれている（前述Ⅲ. 5）。すなわち、少額電子マネーがその技術上、利用を停止することのできないものであれば、利用停止を目的とする無権限利用の通知に関連する規定が任意規定となり、また、無記名式少額電子マネーであれば、無権限利用による損失の発行者負担に関連する規定・保有者の責任を制限する規定が任意規定になる。これによって、無権限利用について発行者が責任を負わない旨の

特約が有効になるのは、保有者が消費者である場合には、無記名式少額電子マネーのみであることになる⁽⁴²⁾。いかなる金額を少額とするかは、立法上、難しい線引きであると思われるが、わが国では、上限額が3～5万程度のものになろうか（前述Ⅱ.3）。磁気型のものだけでなく、IC型やサーバ型であって、無記名式のものがこれに当たる可能性がある。

もっとも、このような特則は、少額支払手段の簡便性の確保という観点から、想定されるリスクが小さいことを考慮して設けられたものであって、少額電子マネーにあたるものであっても、銀行口座やクレジットカードなどの他の支払手段と連携（紐づけ）されている場合には、発行者（受取人）を通じてなされたこれらの他の支払手段の無権限利用が問題となっているのであり、これらの連携された支払手段の無権限利用に関するルールに服するものと考えべきであろう。

V. おわりに

わが国では、電子マネーは、前払式支払手段として、商品券のような紙型のものと同じ規律に服している。しかし、電子マネーにおいては、それ自体が無権限利用されるだけでなく、電子マネー・サービスを経由してその他の支払手段（銀行口座、デビットカード、クレジットカード等）が無権限利用される場合がありうること、電子マネー・アカウント（口座）を利用する場合には資金移動にも似た仕組みを持つことを考慮すると、そのリスクに応じたルールを設けるべきと考えられる。そこで、本稿は、EU指令に準拠して統一的なルールを国内法化しているフランスにおける立法例を参考にして、そのルールの在り方について検討した。

フランスにおける立法は、EU指令を国内法化したものであるが、保有者からの無権限利用の通知を要件として、無権限利用のリスクを原則として発行者に負わせている（保有者は、払戻し又は貸方記帳の回復を受けられる）。そのうえで、認証に暗証番号等を利用するものについて

は、発行者と保有者のそれぞれの過失の程度を考慮して、事案に応じた解決を可能にするルールを設けている。また、少額電子マネーの特質に鑑みて、停止できないものについては、無権限利用の通知に関する規定を任意規定としており、さらに、無記名のものについては、払戻しに関する規定を任意規定としている。このようなルールは、リスクの程度に応じて保有者（消費者）保護を図りつつ、少額支払手段としての電子マネーの利便性にも配慮したものであり、わが国においても、最低限の消費者保護を実現するための水準を考えるにあたって参考に値するものと考えられる。

【付記】本研究は、JSPS 科研費 JP19K01402および2022年度南山大学パッへ研究奨励金 I-A-2による研究成果の一部である。

- (1) 電子マネーについては、明確な定義がないものの（「電子マネーの私法的側面に関する一考察——『電子マネーに関する勉強会』報告書」金融研究16巻2号（1997年）3頁を参照）、ここでは、物品や役務の購入の対価を支払うにあたって、あらかじめ入金（チャージ）をしておく電子的な支払手段をいうものとする。
- (2) 坂勇一郎「前払式支払手段(1)」国民生活105号（2021年）37頁を参照。なお、山本正行「キャッシュレス決済の基礎知識」国民生活118号（2022年）24頁は、さらに、モバイル型、QRコード型を異なる類型として挙げる。
- (3) なお、近年は、後払い（ポストペイ）のものも、電子マネーとよばれることあるが、本稿では、前払い（プリペイド）の電子マネーを検討の対象とする。
- (4) 東京高判平成29・1・18判時2356号121頁は、「本件サービスの技術的専門性をも考慮すれば、本件サービスを提供する Y1〔電子マネー発行者〕においては、登録携帯電話の紛失等が生じた場合に、本件サービスの不正利用を防止するため、登録会員がとるべき措置について適切に約款等で規定し、これを周知する注意義務がある」とする。
- (5) 深川裕佳「判批」判時2386号（2019年）153頁。
- (6) 金融庁「スマホ決済等のサービスを利用した不正出金に関する注意喚起（令和2年9月8日）」〈https://www.fsa.go.jp/news/r2/sonota/20200915/20200915_01.pdf〉〔2022年9月1日確認〕。

- (7) 本稿では、発行者・加盟店（受取人）・保有者（消費者）の三者で構成される電子マネー・サービスを想定して検討する。
- (8) 金融審議会・金融制度スタディ・グループ「『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告《基本的な考え方》」（2019年7月26日）12頁。
- (9) 金融審議会・金融制度スタディ・グループ・前掲注(8)、18-19頁。
- (10) 日本弁護士連合会「金融審議会『金融制度スタディ・グループ』『『決済』法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告（基本的な考え方）』についての意見書」（2019年9月12日）〈https://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/2019/opinion_190912.pdf〉2頁。同意見書9-10頁も参照。
- (11) 金融審議会・決済法制及び金融サービス仲介法制に関するワーキング・グループ「報告書」（2019年12月20日）15頁。
- (12) 金融審議会・前掲注(11)、15頁。
- (13) 金融庁のホームページ「認定資金決済事業者協会一覧」〈<https://www.fsa.go.jp/koueki/koueki10f.html>〉[2022年4月19日確認]。
- (14) 全国銀行協会のホームページ「『預金等の不正な払戻しへの対応』について」〈<https://www.zenginkyo.or.jp/news/2008/n2933/>〉[2022年10月26日確認]。
- (15) 日本資金決済業協会「銀行口座との連携における不正防止に関するガイドライン（前払式支払手段）」（2021年1月28日制定）6-7頁を参照。なお、銀行口座との紐づけがなされた場合について、全国銀行協会「資金移動業者等との口座連携に関するガイドライン（令和2年11月30日制定）」が公表されている。
- (16) 日本資金決済業協会「前払式支払手段の不正利用防止に関するガイドライン」（2021年6月25日制定）2-4頁。
- (17) 日本資金決済業協会・前掲注(16)、2-4頁。
- (18) 日本資金決済業協会・前掲注(16)、4頁。
- (19) 日本資金決済業協会のホームページ〈<https://www.s-kessai.jp/cms/user-protection/list/>〉に「周知委託会員の利用者保護措置の内容」として、会員である前払式支払手段発行者の定めた「無権限取引により発生した損失の補償等の対応方針」が公表されている[2022年7月12日確認]。なお、図書カードのように、ここに掲載されていないものもあるが、本稿では、以下において、このホームページ上に掲載された電子マネーを対象にして、無権限利用についての発行者の対応を検討することにする。
- (20) 前掲注(4)。
- (21) 千葉恵美子「キャッシュレス決済の横断的検討の必要性と検討の視点」千葉恵美子編著『キャッシュレス決済と法規整—横断的・包括的な電子決済法制の制定に向けて—』民事法研究会、2019年）2-23頁（特に17

頁)において、各種決済サービスに対する横断的な分析の必要性が主張されている。

- (22) 白石大・都筑満雄訳「フランス法参照条文一覧」千葉編著・前掲注(21)、170-177頁に抄訳が掲載されている。
- (23) S. Moreil, *La directive DME 2 enfin transposée*, *D.* 2013, 1152; P. Storrer, *Droit de la monnaie électronique*, RB Edition, 2014, n° 16. 現金での支払い (paiement en espèces) が禁止される債権について規定するCMF L. 112-6条は、電子マネーでの支払いを現金での支払いと同列に定めていることから、「電子マネーは、その使用の限界の範囲において、現金と明白に類似する」ことを指摘するものもある (R. Bonhomme et M. Roussille, *Instruments de crédit et de paiement*, 14^e éd., LGDJ, 2021, n° 296.)。
- (24) D. -R. Martin, *Aspects de la monnaie électronique*, *D.* 2013, n° 2-4; Th. Bonneau, *Droit bancaire*, 14^e éd., LGDJ, 2021, n° 97.
- (25) フランスにおける電子マネーに関する法制度については、都筑満雄「フランスの電子マネー法——EUにおける電子マネー法の一つの具体化として」名法270号 (2017年) 217-232頁および同「電子マネーのルールを通してみるフランスのキャッシュレス決済法の特質」千葉編著・前掲注(21)、127-146頁に詳細な紹介・検討がなされている。
- (26) DME1の国内法化前に、「電子マネーの法的性質」と題するフランス銀行の研究報告書 (S. Lansky, *la nature juridique de la monnaie électronique*, *Bull. Banque de France* n° 70, oct. 1999, p. 61.) において、「法的観点からは、各電子単位 (unité électronique) は、電子手段に加えられた債権証券 (un titre de créance) であり、発行者以外の第三者によって支払手段として認められたものである」とされていた。同研究によると、価値を保存する機能は発行者の口座によって果たされるものであるから、「電子単位は、単にこの口座上の債権を表す」という (Lansky, *op. cit.*, p. 57)。
- (27) 8^e consid. de la directive 2009/110/CE.
- (28) CMF D. 315-2条は、電子形式で保存される物質的な媒体を利用するものについては、10,000ユーロを上限とし、また、このような電子マネーへの現金や匿名電子マネーでのチャージは1か月あたり1,000ユーロを上限とし、さらに、その現金での引出し (retrait) 及び払戻しは1か月あたり1,000ユーロを上限としている。
- (29) 平野裕之「海外金融法の動向・フランス・電子マネーについての法改正 (2013年1月28日の法律2013-100号)」金融法29号 (2013年) 131-144頁 (特に137-143頁) において詳細な紹介がなされている。
- (30) Storrer, *op. cit.*, n° 263 et 264. DME2は、電子マネー保有者の信頼 (confiance) を保持するために払戻しが必要であるとしている (18^e consid. de la directive 2009/110/CE)。

- (31) Bonhomme et Roussille, *op. cit.*, n° 297.
- (32) なお、決済取引は、受取人によってなされた指図に基づいて開始されることもあり、その場合には、支払人から受取人に対する同意に基づいて指図がなされている必要がある (CMF L. 133-3第2項 c))。
- (33) 本稿では、無権限決済に関する規定を検討するのに必要な範囲において紹介する。発行者の義務について、都筑・前掲注(25)「フランスの電子マネー法」、225-228頁を参照。
- (34) CMF L. 133-4条 a) によると、個別セキュリティのデータとは、認証の目的で、決済サービス提供者によって決済サービス利用者に対して提供される、個別的要求に対応したデータを意味するものとされる。銀行カードの暗証番号やインターネット上の口座にアクセスするコードなどである。
- (35) Bonhomme et Roussille, *op. cit.*, n° 375.
- (36) 71° consid. de la directive 2009/110/CE.
- (37) DSP2第74条1項は、不正流用 (misappropriation) についても、喪失・盗難と同様の扱いとしているが、CMF は、これを喪失・盗難と区別して規定している。
- (38) CMF L. 133-44条1項によると、保有者が①オンラインでその口座にアクセスし、②電子決済を開始し、③支払いにおける不正やその他の不正使用のリスクを伴う可能性がある隔地者間の意思表示を通じて決済取引を実行する場合に、発行者は、CMF L. 133-4条 f) において定義されている「強力な顧客認証」を実施しなければならない。CMF L. 133-4条 f) によると、強力な顧客認証とは、「知識」(ユーザーのみが知っているもの)、「所持」(ユーザーのみが所持するもの)、および「生体」(ユーザーに固有のもの) に属する2つ以上の要素の使用に基づく認証を意味するものとされる。
- (39) 条文上は、受取人またはその決済サービス提供者とされているが、発行者・加盟店・保有者(消費者)の三者で構成される電子マネー・サービスの場合には、強力な顧客認証を採用するシステムを構築する義務を負うのは、発行者であると考えられる。
- (40) 81° consid. de la directive 2009/110/CE.
- (41) 学説においても、発行者が十分な水準でセキュリティを確保することが無権限利用のリスクを利用者に負担させる前提になると考えられている。鹿野菜穂子「判批(東京地判平29・1・18)」金法2097号(2018年)77頁、小塚荘一郎「スマートフォンの紛失とアプリによって提供される電子マネーの不正利用」CCR(2020年)9号87-88頁、小塚荘一郎「各種のキャッシュレス支払いと消費者保護」国民生活研究61巻2号(2021年)69-71頁を参照。
- (42) 無権限利用による損失について発行者は責任を負わないとする規定については、消費者契約法10条に反する可能性があるとして指摘されている(北

浜法律事務所編『バーチャルマネーの法務〔第2版〕—電子マネー・ポイント・仮想通貨を中心に』（民事法研究会、第2版、2018年）136-144頁、金融審議会・金融制度スタディ・グループ・前掲（8）、15頁を参照）。なお、東京高判平成29・1・18（前掲注（4））は、不正利用による発行者の免責条項について、消費者契約法8条1項3号に抵触して無効であるとする。